


令和 2 年 4 月 30 日

松山市議会議長

若 江 進 様

議員名 松中博和  印

令和 2 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年度政務活動費収支報告書を提出します。

## 令和2年度政務活動費収支報告書

議員 松本 博和

### 1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	3	円

### 2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	60,120	研究視察費
研 修 費	6,000	会費
広 報 費	0	
広 聴 費	349,928	交通費・駐車場代・ガソリン代・携帯電話代
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	244,046	文房具代・パソコン・プリンター
資料購入費	40,800	新聞購読料
人 件 費	0	
事務所費	185,400	事務所家賃
合 計	886,294	

3. 残 額 337,709 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



(様式5)

## 支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2020年 11月 10日	整理番号	/
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 人件費	広報費 資料作成費 事務所費	広聴費 資料購入費
用 務	新型コロナウイルス感染症対策事業 (あわら市観光関係・福井県観光関係) 開催場所: 福井市にぎわい交流施設 (ハピテラス・ハピリンホール) 旅行日程: 2020年11月8日~11月10日		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	60,120 円	100 %
	そ の 他	円	%
	合 計	60,120 円	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2020年 11月 4日	

※

9BAL8SE7PYCE88G0JF5X RS-1292-20201104-0004-2031001  
近畿日本ツーリスト  
2020年11月04日

### 領 収 証

下記金額正に領収いたしました。  
松本 博和 様

---

金額: ¥60,120-

---

但し: 11/08~旅費(宿泊代・交通費)として

200円

株式会社近畿日本ツーリスト中国四国  
松山支店  
支店長: 中田 卓実

ご注意: ①金額の訂正したものは、使用印なきものは無効とします。〒790-0003 愛媛県松山市三番町  
②金額の補正に補償記号の表示をいたしております。

4-9-5 松山センタービル3F  
TEL: 089-941-4533  
承認者: [印] 発行者: 中田 卓実

※1 債  
※2 債

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 松本 博和



整理番号	/
日程	2020年 11月 8日(日)～2020年 11月 10日(火)
目的	新型コロナウイルス感染症対策事業(あわら市観光関係・福井県観光関係)研修参加
訪問先	福井市にぎわい交流施設(ハピテラス・ハピリンホール)
概要 所見	<p>あわら市観光関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・飲食店や宿泊施設における配達をする。</li><li>・安全確保の向上 令和2年5/26～6/30 観光協会へ委託</li><li>・車内抗菌(生活環境課)バス・タクシーなど公共交通事業者を対象</li><li>・福井県民に2000円/1泊1人を助成 令和2年8月末まで</li><li>・あわらファンクラブに入会 1200円⇒600円で購入できる。 (ランチクーポン)</li></ul> <p>福井市観光関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インバウンド応援事業 外国人旅行者のニーズに対応</li><li>・宿泊施設が感染防止を行い「安心の宿宣言」をした事業者に対して支援</li><li>・貸切バス代半額 例 福井市内から嶺南 貸切バス代12万円⇒6万円 ※学校行事は対象外</li></ul>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)



(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2020年9月30日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分			
金 額	3,000	円	按分率	100%
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2020年6月24日		

## 領 収 書

令和2年6月24日

松 本 博 和 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、2020年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟  
会 長 清 水 宣 郎

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) 観光物産展などの各種観光イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。



2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認められた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年3月3日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2020年11月11日		

## 領 収 書

令和2年11月11日

松 本 博 和 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和2年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟  
会 長 若 江 進

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

## (名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) 観光物産展などの各種観光イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

## (役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

## (役員任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。